

# 播磨町道路位置指定指導基準

平成26年10月1日 施行

(目的)

- 1 この基準は、播磨町開発指導要綱第3条(2)の規定に基づき、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号に基づく道路位置指定を受けようとする事業に対して、必要な基準を定めるものとする。

(原則)

- 2
  - ア 開発区域(道路部分含む。)の面積が500平方メートル未満であること。
  - イ 道路位置指定を受けようとする道路(以下「指定道路」という。)は法第42条第1項又は、第2項の道路に接続しなければならない。

(形態)

- 3 指定道路の有効幅員は原則4メートル以上とする。
- 4 指定道路が袋路状となる場合については、次のいずれかに該当しなければならない。
  - ア 指定道路の延長が原則として35メートル以下であること。
  - イ 指定道路の延長が35メートルを超える場合にあっては35メートル以内毎に車返しが設けられていること。
  - ウ 有効幅員が6メートル以上の場合。

※延長

当該袋路状道路が既存開発道路又は位置指定道路に接続する場合は、その取付け先道路までの距離を含むものとする。

- 5 道路が同一平面で交差、接続又は屈曲する場合は、長さ3メートル以上の底辺を持つ二等辺三角形のすみ切りを両側に設けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
  - ア 指定道路が歩道のある幅員9メートル以上の他の道路に接する場合。
  - イ 屈曲により生じる内角が120度を超える場合。
  - ウ 両側にすみ切りを設けることが困難な場合で、建築物の敷地、用途及び規模等により安全上支障のない場合。(別図1参照)

(構造)

- 6 指定道路の構造基準は次のとおりとする。
  - ア 舗装の構成は次表を標準とする。なお、これにより困難な場合は事前に協議すること。

(単位：cm)

表層工	5	密粒度アスファルトコンクリート
上層路盤工	10	粒調砕石(修正CBR80以上)
路床	50	置換工(修正CBR20以上)又は路床安定処理工

イ 指定道路の路盤が盛土その他軟弱な地盤に設けられた場合は、転圧等を行い強固な地盤とした後で舗装を行うものとする。

ウ 排水施設、勾配等他の構造基準については「播磨町開発事業に関する技術基準」及び「兵庫県小型構造物標準図集」による。

(管理及び引継)

7 指定道路の管理及び引継ぎは次のとおりとする。

ア 指定道路部分は、「開発事業に関する技術基準」の規定に適合しない場合、町に引き継ぐことはできない。

イ 指定道路を事業者が管理する場合は、自らの責任において、当該道路を常時適正な状態に維持・管理しなければならない。

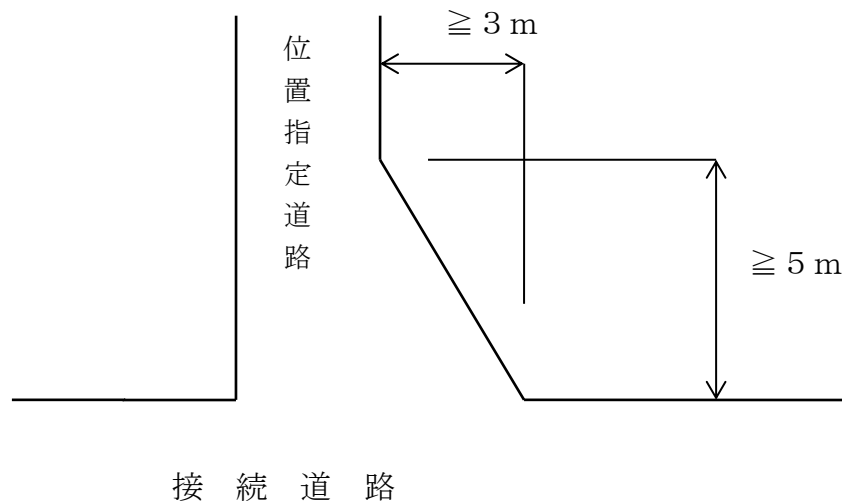
ウ ア・イどちらの場合においても、申請者は簡易な維持・管理（道路側溝の清掃等）について、入居者において行うことを説明すること。

エ 指定道路が法第42条第2項道路に接続する場合は、その中心後退部分を町に寄附採納すること。

(境界杭)

8 道路とその他の土地との境界を明確にするため、起点、終点、境界線の各折点、又は必要と思われる箇所に町の指示する境界杭等を設置すること。

(別図1)



附則

(施行期日)

1 この基準は平成26年10月1日から施行する。

(旧基準の廃止)

2 播磨町道路位置指定指導基準（平成11年7月1日施行）は廃止する。

(経過措置)

3 この基準の施行期日現在において、開発事業が継続中（協議中を含む。）のものについては、なお従前の例による。ただし、特に町長が必要と認めた場合は、協議の上、この基準を適用することができる。